

**啓源会計士事務所株式会社** 

香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室

電話: +852 2341 1444

メール: info@kaizencpa.com

中国深セン 深セン市羅湖区 深南東路5002号 電話: +86 755 8268 4480

中国上海 上海市徐匯区 斜土路2899甲号 地王商業センター12階1203-06室 光啓文化広場B号棟6階603室 国中商業ビル3階303室 郵便番号:10688

北京市東城区 灯市口大街33号 電話: +86 10 6210 1890

電話: +886 2 2711 1324 電話: +65 6438 0116

郵便番号: 069538

郵便番号: 10013 電話: +1 646 850 5888

# シンガポールのたばこライセンス申請ガイド

シンガポールのたばこ法、たばこ条例および関連法律規定に基づき、シンガポールにおいてたばこ 製品を輸入・卸売・小売りする場合、たばこライセンスを取得する必要があります。ライセンス保有者 は、タバコの広告、販売などのタバコに関する全ての規則制度に従わなければなりません。例えば、 たばこ製品の広告を行うことは禁止されています。

シンガポールのたばこライセンスは 2 種類あります。一つはタバコ小売ライセンスです。当該ライセン スを持っている事業者がバー、レストランまたは商店などの場所でタバコを販売することができます。 もう一つは、タバコ輸入・卸売ライセンスです。当該ライセンスは、タバコ及びその他のたばこ製品の 卸売業者に適用されます。

# 第 1 類:タバコ小売ライセンス

#### 1. 申請者の資格

- 1.1 最低法定年齢に達した者
  - (1) 未成年者(最低法定年齢に達しない者)に対してたばこ製品の販売犯罪行為がなかった
  - (2) いかなる法律またはライセンス条項及び条件に違反すると裁定されていない

シンガポールの規定に基づき、2020年1月1日よりたばこ製品の購入、使用、所持、販売、供 給の最低法定年齢を 19 歳から 20 歳に引き上げました。そして、2021 年 1 月 1 日には 21 歳に 引き上げます。

- 1.2 シンガポールの会計企業規制庁(ACRA)に登記された、またはシンガポール食品庁(SFA)によ って食品及び飲料の販売を許可された会社または個人
  - (1) 会社の取締役
  - (2) 投資者
  - (3) パートナー
  - (4) 会社のマネージャーまたは発起人

### 2. タバコ小売ライセンス保有者の責任

- 2.1 小売店で行うタバコ製品の全ての取引
- 2.2 従業員の行為
- 2.3 関連法律に従いタバコ製品の販売に対する監督
  - (1) 従業員がタバコ製品販売規制に関する法律を熟知する
  - (2) 非従業員がタバコを経営・小売りしてはいけない
  - (3) 特許経営場所内の全てのタバコ製品は従業員だけが取り扱うことができる
  - (4) いつに顧客または公衆に展示するにもかかわらず、商品補充または販売取引期間中にもかかわらず、1 タバコブランドごとに 1 パックの展示品だけをショーケースに置くことが許可される
- 2.4 購入者の年齢を確認する
- 2.5 タバコ取引の全ての領収証またはレシートを発行日から 1 年間保存する。要求によって関係機関にこれらの書類を提出する必要があるかもしれない
- 2.6 最低法定年齢に達しない未成年者へタバコ製品を販売することは禁止される
- 2.7 臨時ブース、病院、診療所、薬局、漢方診療所、遊び場、教育省(MOE)または社会家族開発省 (MSF)が管轄する青少年センターでタバコ製品を小売りすることは禁止される

## 3. 未成年者にたばこ製品を販売した結果

直接または間接的に最低法定年齢未満の人にたばこ製品を販売する者は、以下の罰則を課せられます。

#### 3.1 初犯

- (1) 有罪と判定されると、最高で 5,000 シンガポールドルの罰金が科される。
- (2) タバコ小売ライセンスに対する6ヶ月間の停止処分を受ける。
- (3) 学生服を着ている未成年者または 12 歳以下の未成年者に販売すると、タバコ小売ライセンスが直ちに取り消される。

#### 3.2 再犯

- (1) 有罪と判定されると、最高で 10,000 シンガポールドルの罰金が科される。
- (2) タバコ小売ライセンスの取消処分を受ける

## 4. タバコ小売ライセンス申請の必要書類

- (1) 申請者の国民登録管理カード(NRIC)のコピー
- (2) 事務所の賃貸借契約書(申請日から最低1年間の契約期間)
- (3) ライセンス費用を支払う銀行口座の口座自動振替依頼書

### 5. タバコ小売ライセンス申請費用

タパコ小売ライセンス	費用	所要時間(営業日)
新しいライセンス申請	400 シンガポールドル(60 シンガポールドルの申請費 を含む)	14 営業日
ライセンスの年次更新	300 シンガポールドル	14 営業日
<ul><li>ライセンスの変更:</li><li>● 会社名の変更</li><li>● 小売店の店名変更</li><li>● 販売するたばこ製品の種類変更</li></ul>	60 シンガポールドル	14 営業日

備考:ライセンスの有効期間は 12 ヶ月です(ライセンスの批准された日から計算する)。ライセンスの 更新手続きは期限前に行わなければなりません。

## 第2類:タバコ輸入・卸売ライセンス

# 1. 申請者の資格

- 1.1 最低法定年齢に達した者
  - (1) 未成年者(最低法定年齢に達しない者)に対してたばこ製品の販売犯罪行為がなかった
  - (2) いかなる法律またはライセンス条項及び条件に違反すると裁定されていない
- 1.2 シンガポールの会計企業規制庁(ACRA)に登記された会社の代表者
  - (1) 会社の取締役
  - (2) 投資者
  - (3) パートナー
  - (4) 会社のマネージャーまたは発起人

## 2. タバコ輸入・卸売ライセンス保有者の責任

- 2.1 ライセンスに記載された場所だけにたばこ製品を保存する。ライセンス保有者は、当該品物保存場所の合法使用証明文書を提供する必要がある。違反者はライセンスを取り消される。
- 2.2 ライセンスの更新は、有効期限の最低5営業日前までに申請しなければならない。(注意:ライセンスの更新申請手続きは、関係部門が手数料を受け取ってからこそ正式に行われる)

- 2.3 タバコ輸入・卸売に関する全ての活動及び取引は、ライセンスに記載された場所で行われる。
- 2.4 いかなる法律または当該ライセンスの条件に違反すると裁定されていない。
- 2.5 関係機関は、ライセンス保有者の医師による障害証明書を受け取って、かつライセンス保有者が当該障害のためライセンス条項に従うことができなくなることを理由として、ライセンスを停止または取り消すことができる。
- 2.6 ライセンス保有者は輸入・卸売するたばこ製品を変更・増加したければ、輸入する 14 日前までに 関係機関に書面で通知し、かつ関係機関による製品検査のため、当該たばこ製品のサンプルを 準備しなければならない。

# 3. ライセンス申請に必要な書類

- (1) 申請者の国民登録管理カード(NRIC)のコピー
- (2) 倉庫及び事務所の賃貸借契約書のコピー
- (3) たばこメーカーの授権書
- (4) ライセンス費用を支払う銀行口座の口座自動振替依頼書

# 4. タバコ輸入・卸売ライセンスの費用

タバコ輸入・卸売ライセンス	費用	所要時間(営業日)
新しいライセンス申請	2,720 シンガポールドル(100 シ ンガポールドルの申請費を含 む)	14 営業日
ライセンスの年次更新	2,400 シンガポールドル	14 営業日
ライセンスの変更:  ■ 会社名の変更  ■ 会社登記住所の変更  ■ 倉庫詳細情報の変更	200 シンガポールドル	14 営業日

備考:ライセンスの有効期間は 12 ヶ月です(ライセンスの批准された日から計算する)。ライセンスの更新手続きは期限前に行わなければなりません。

啓源グループは経験豊富な専門家チームを持って、シンガポール会社の設立、設立後の維持サービス及び各ライセンス・免許の申請代行サービスを提供しています。詳細は当事務所の専門コンサルタントにお気軽にお問い合わせください。



もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: <u>info@kaizencpa.com,</u> 固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614 ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com